

育成ショップ（DOCORE ふくおか商工会ショップ）事業
広報業務委託プロポーザル仕様書

1. 業務委託名

「育成ショップ（DOCORE ふくおか商工会ショップ）事業」広報業務委託

2. 目的

福岡県内の地域特産品や中小企業・小規模事業者が手がける逸品を取り扱う育成ショップ（DOCORE ふくおか商工会ショップ）事業について、広く周知し、多くの方に中小企業支援・小規模事業者支援の取り組みへの理解深耕を図る。

3. 実施主体

福岡県商工会連合会

4. 育成ショップ事業概要

（1）事業内容

- ①県内の事業所から募集した県産品を一定期間「委託販売」及び「催事販売」を行う。
また、出展申込は、商工会等の推薦によって行う。
「委託販売」：福岡県商工会連合会が商品を預かり販売する。
「催事販売」：店舗内で事業者自らが、直接販売する。
- ②販売状況に係る情報や消費者ニーズ等の情報を事業者にフィードバックする。
- ③県内各地域の情報発信を行い各地域への誘客につなげ、地域活性化に寄与する。

（2）場所

○ | ○ | 博多マルイ 2階 13.4坪
〒814-0012 福岡市博多区博多駅中央街9番1号

5. 委託業務の内容

（1）育成ショップの広報・告知

主に福岡県内および福岡県を訪れる一般消費者に対して、育成ショップの広報・告知を効果的に行うこと。また、福岡県を訪れるインバウンド客等に向けた情報発信についても、効果的な提案を行うこと。

【参考：想定される広報手段】

- ・インターネット広告・SNS広告
 - ・テレビ、ラジオ、機関誌等による広報
 - ・新聞広告（フリーペーパー含む）
 - ・交通広告（駅構内・車内）
 - ・その他上記以外で効果的と思われる手法（リーフレット配布、イベント等）
- ※活用する広告媒体については事前に本会と協議し決定すること
※商品や育成ショップの情報、ポスターデータなどは必要に応じて本会より提供する

（2）実施時期（予定）

契約締結の日から令和9年1月末日

(3) その他

事業実施後、報告書を作成・提出すること。

6. 応募資格

応募資格は、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと
- (2) 都道府県民税及び市町村民税を滞納していない者であること
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること
- (5) 暴力団等反社会的勢力でないこと
- (6) 応募に関し法律上必要とする資格を有すること

7. 業務委託の期間

契約締結の日から令和9年1月末日

8. 予算額

1,500千円以内（消費税及び地方消費税含む）（予定）

※提示額は、提案にあたっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

9. 応募手続き

(1) 募集期間 令和8年6月10日（水）～ 令和8年7月7日（火）12時必着

(2) 提出書類

提案書及び見積書 各6部（書式自由）

※提出書類は郵送又は持参にて受け付ける。

※見積書は実施内容（広告媒体など）ごとにできるだけ具体的に明記する。

(3) 提出先・問合せ先

【提出先】

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 中小企業振興センター7階

福岡県商工会連合会 経営支援課 育成ショップ事業担当者 宛

TEL 092-622-7708

【問合せについて】

質疑・問合せはメールでのみ受け付けとする。以下アドレスまで送信すること。

受付メールアドレス：docorefukuoka@shokokai.ne.jp （担当：加藤・福田 宛）

10. 選定

(1) 選定方法

提案書及び見積書の提出があった企画内容について、本会選定会議において審査・選定を行う。なお、提出された提案書及び見積書に基づき、下記のとおりプレゼンテーション審査を実施する。詳細な日時及び場所については、提案事業者あて別途通知する。

【プレゼンテーション審査】

実施日 令和8年7月13日(月) 14:00～

場所 福岡県中小企業振興センター7階 研修室

実施方法 提出された提案書をもとに、プレゼンテーション審査を行う

(2) 選定に付する事項

当該事業に関する以下の事項を総合的に審議し、原則1社を採択するが、企画内容によっては複数社採択し、その企画の一部を採用する場合もある。

① 本件目的達成に向けて効果的な提案内容となっているか。

- ・ 本事業の趣旨を理解しているか。
- ・ 広報活動がショップの集客に寄与するだけでなく、出品する事業者の商品開発の促進や販促力の向上など、企業育成に貢献するものであるか。
- ・ 効果的な広報・PRとなっており、訴求するポイントや構成は適切か。
- ・ 消費者の関心を惹く内容・企画になっているか。
- ・ 適切かつ必要な情報発信が可能な内容になっているか。
- ・ 経験や強みを活かした独自の提案内容が含まれているか。

② 費用対効果はどうか。

③ 実現可能性はどうか。

- ・ スケジュールや遂行体制は妥当か。

④ 過去同様の事業実績はあるか。

1.1. 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めない。
- (2) 提出書類の返却は認めない。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。
- (4) 選定された提案は、協議により、内容の変更を求めることがある。

1.2. 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とすることがある。

1.3. 契約

本会は最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と協議を経て業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行う。

1.4. 特記事項

この仕様書に定めのない事項については、本会と協議の上、決定する。

以上